

UNION NEWS NO.052

2025.05.12

中央大学教員組合 中央大学職員組合 附属中高教員組合 杉並高校教員組合 横浜中高教員組合

2025 春闘開幕

より良い研究・教育・労働条件を求めて

中央大学教員組合、中央大学職員組合、中央大学附属中学校高等学校教員組合、中央大学杉並高等学校教員組合、中央大学附属横浜中学校高等学校教員組合は、2025年4月18日に大村雅彦理事長に要求書を提出の上、4月22日19時から要求趣旨を説明するための団体交渉を学校法人中央大学と行いました。

なお、団交当日は、四教組統一要求を取り上げた後に五組統一要求を取り上げ、職組は、五組統一要求から参加しました。

委員長挨拶

第1回春闘統一団交において各組合の委員長が概ね次のとおり挨拶をしました。

大学教組 徳本委員長

御多忙のところ団交の場を設けていただいたことに感謝申し上げます。労使が互いに誠実に協議を尽くす義務（誠実団交義務）のもとで建設的な対話を通じ、職場環境と労働条件の改善を図ることを強く期待する。とりわけ、本俸給与表の増額改定は、教職員の生活の安定や意欲の向上だけでなく、社会的責務でもあり、育児・介護と仕事との両立を支える制度の整備拡充も重要なテーマである。こうした議論を深めるためには、適切な情報開示も欠かせない。開かれた情報のもとでの真摯な対話こそが相互理解と信頼の礎になろう。

職組 小泉委員長

御多忙のところ団交の場を設けていただき、感謝申し上げます。昨今の物価上昇は、特に若手職員に大きな影響を与えている。こうした状況を背景とした賃金体系や福利厚生の見直しは、将来を担う若い世代が安心して働き続けられる職場づくりとして重要である。より良い法人となる機会となるよう交渉したい。

附属中高教組 奥村委員長

本日この機会を得たことにまずは感謝を申し上げます。私たちは、労働環境をより良いものにしたいと、お話をさせていただくが、これが、中央大学全体のより良い発展につながるものと思っている。建設的な議論を期待している。

杉並高教組 武田委員長

昨今、賃上げに関するニュース・記事が度々出ている。初任給40万円時代の到来とも言われている中、どの企業も自分の会社を選んでもらうために労働条件の改善に取り組んでいる。学校法人中央大学の教職員という職種も、他の職種との比較において、選んでもらえるようにする必要がある。このような世間の流れも汲んでいただき、誠実な団交をお願いしたい。

横浜中高教組 高橋副委員長

業務中の委員長の寺田にかわり、御挨拶申し上げます。本校でも多様な教員が生徒と一生懸命に対峙している。私自身も子育て中である。多様な働き手がより良い環境で働けるように、誠実かつ建設的な議論をお願いしたい。

四組統一要求について

今春闘に臨むに当たり、大学、附属中高、杉並高、横浜中高の四教組は、法人運営の透明性と信頼性、機関構成の適格性と多様性を求める四組統一要求を掲げています。その趣旨は、概ね次のとおりです。

法人運営の透明化

改正私立学校法の2025年4月1日施行により、法人機関を構成する理事は、法人運営にかかる全般責任を負い、監事は、理事の業務執行状況を監査し、評議員は、理事や監事の選・解任に関する権限を持ち、その責任を負うことになりました。

こうした法改正が求められた背景には、学校法人を舞台とした相次ぐ不祥事があります。そこで、四教組は、改正中央大学基本規定（寄附行為）に基づいて設置される常務理事会、運営協議会、評議員会、理事・

監事・評議員の選・解任機関の議事概要の開示を求めます。

本要求は、法人機関運営の透明性を高め、以て、信頼性を高めることにより、より一層、安んじて、研究・教育に励めるようにしていただきたいとの願いから行っているものです。

評議員会

四教組は、改正中央大学基本規定（寄附行為）に基づく評議員会について、私立学校法の改正趣旨に照らして、属性、年齢、性別、職業等に著しい偏りを生じさせることなく多様性を担保することを求めます。

また、四教組は、評議員の選任にあたっては、改正私立学校法に定められている適格性、すなわち、当該法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者であることを、客観性をもって示すよう求めます。

さらに、四教組は、前項における法人運営の透明性・信頼性との関連において、評議員会の傍聴を広く認めるよう求めます。

なお、組合による評議員会傍聴は、1965年5月から認められているものであることを付言します。

* * *

以上の要求説明に対して、理事会からの質疑は、ありませんでした。

五組統一要求について

今春闘に臨むに当たり、四教組と職組の五組は、賃金、福利厚生、将来計画に関する五組統一要求を掲げています。その趣旨は、概ね次のとおりです。

賃金に関する要求

五組は、生鮮食品を除く2024年平均の消費者物価指数に基づき、専任教職員と職組に所属する嘱託職員の基本給（本俸・本人給）について、平均2.5%の引き上げ（ベースアップ＝ベア）を求めます。ただし、当該原資配分は、例えば、本学専任職員の第1号俸は197,900円であることにも鑑みて若年層に重点配分するものとし、以て、世界的な異業種間人材獲得競争に対応することを求めます。

また、五組は、任期の定めのない専任教職員に支給されている夏期・年末一時金について、算定基礎を従前同様とし、支給月数を夏期3.0ヵ月、年末3.6ヵ月、年間計6.8ヵ月とするよう求めます。

なお、今期ベア要求対象は、現時点で組合として具体的に把握し得る範囲と、過年度の交渉において理事会が示した見解；交渉事項の義務性を踏まえて、職組において検討を進めたものです。すなわち、理事会が五組との交渉事項として取り扱うように、より一

層、当事者性を高めんと苦心したものです。したがって、生活給の底上げは、全ての教職員に必要であるとの過年度来の組合のスタンスを変えるものではなく、また、それゆえに組合員のベアだけが実現されれば良いというスタンスに立つものでもありません。

福利厚生に関する要求

育児・介護支援は、賃上げとともに重要な社会的課題であるとの認識のもと、五組は、昨年同様、休暇取得を希望する者が後顧の憂いなく休暇を取得できるように、法人において、当該休暇中の生活を保障し、かつまた同僚の休暇取得によって生じる現場負担の軽減・手当を求めます。

また、五組は、改正育児介護休業法の2025年10月施行を見据えて、より一層、柔軟な働き方を実現するための様々な措置を講じるよう求めます。

法人・学校運営に関する要求

五組は、今年度が最終年度である中長期事業計画Chuo Vision 2025における資金計画の達成状況を示し、当該計画の総括を行うこと、当該資金計画の一角を占める寄付金については特に2024年度末寄付総額と目標達成に向けた方策を提示することを求めます。

その上で、五組は、向こう10年間の事業活動収支計算書における教育活動収支差額、教育活動外収支差額、特別収支差額、そして基本金組入前当年度収支差額の見通しを会計別に示すことを求めます。

さらに、五組は、次期中長期事業計画においては附属中学校・高等学校の運営方針（将来計画、資金計画、人員計画）を明記することと、事業計画全体の資金計画と収支見通しを開示することを求めます。

なお、将来計画における教育・事務組織の改編について、五組は、改編が業務負担の軽減に資するものとなるよう求めるとともに、進捗状況や今後の見通しに関する情報の開示を求めます。

* * *

以上の要求説明に対して、理事会から職組が例示した10月施行の改正育児介護休業法への対応措置案について、大きくは二つの質疑がありました。

まず、在宅勤務を一月あたり4日ではなく半年あたり24日とする旨の例示より、組合は、24日間連続の在宅勤務も想定しているのかとの理事会からの質問に対して、職組と附属中高教組が応答し、24日連続での在宅勤務は想定していないこと、専任職員と中高教員を対象とした事前アンケートでは、育児介護支援策として在宅勤務制度の柔軟的運用に期待が寄せられていることを説明しました。

次いで、短時間勤務制度の対象を現行の小学校3年生から4年生に拡大する旨の例示より、どのよう

な根拠によるものかとの理事会からの質問に対して、職組が応答し、明確な根拠はないが、実現可能性と、小学校3・4年生(中学年)と、小学校5・6年生(高学年)との発達段階の違いを考慮したと、説明しました。

回答期日

最後に、回答期日を5月19日とすることを労使で確認し、本団交を終えました。

以上

第1回春闘統一団交の記録

日時 2025年4月22日19時から

場所 多摩校舎1号館1410号室 & Webex

テーマ (1) 2025年度四組春闘統一要求について
(2) 2025年度五組春闘統一要求について

理事会側出席者

松本 雄一郎 常任理事(*)
石井 靖 常任理事
大貫 裕之 常任理事
塚原 由紀夫 常任理事
中島 康予 常任理事

谷 聖子 理事(事務局長)

事務局

曾我総務部長、米川人事部長、町田経理部長、斉藤管財部長、柘植人事部副部長・人事課長事務取扱、鈴木人事企画・労務担当課長、八戸人事企画・労務担当課長

(*) 第1回春闘統一団交において、理事会は、交渉権と妥結権を4月7日開催の理事会で大村雅彦理事長に一任したこと、これを受けて、大村雅彦理事長は、松本雄一郎常任理事に交渉権を委任したことを確認しました。

【資料】

2025年度四組統一要求

1. 法人機関の透明化

(1) 議事概要の公開

法人運営の信頼性・透明性の確保を目的と

して、下記機関の議事概要を開示すること。

- ① 常務理事会
- ② 運営協議会
- ③ 評議員会
- ④ 理事・監事・評議員の選・解任機関

(2) 理事、監事の選任

選考結果のみならず、各選考委員会における選考経緯及び選考理由を開示すること。

2. 評議員会

(1) 評議員会の構成

定員50人を前提として、教職員、学員、学識経験者その他を3分の1ずつとすること。

(2) 評議員の選任

- ① 選任評議員の選任にあたっては、選任理由を開示すること。また、その際には、当該学校法人の設置する私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する者であることを客観性をもって示すこと。
- ② 「評議員選任委員会に関する規則」及び「評議員候補者推薦に関する規則」に則り、選任評議員の選任にあたっては、年齢、性別、職業等に著しい偏りを生じさせないこと。

(3) 評議員会の傍聴

改正基本規定に基づく評議員会においても広く傍聴を認めること。

以上

2025年度五組統一要求

I 賃金に関する要求

1. 基本給(本俸・本人給)の改善

(1) 専任教職員

平均2.5%のベースアップをすること。新給与表の作成にあたっては、各組合と協議の上、原資を若年層に重点配分すること。

(2) 職員組合に所属する嘱託職員

平均2.5%のベースアップをすること。

2. 専任教職員の一時金

(1) 支給月数

夏期3.0ヵ月、年末3.8ヵ月とし、年間合計として6.8ヵ月とすること。

(2) 算定基礎

夏期・年末一時金の算定基礎は、本俸、家族手当、住宅費補填手当、大学院手当、責任手当、学生部委員手当、学友会副会

長手当、学友会総務部長手当、学友会総務副部長手当とすること。

(3) 支給日

夏期一時金は、新給与表に基づいて、6月末日までに支給すること。

II 福利厚生に関する要求

1. 育児・介護休暇関連制度

(1) 育児・介護休暇中の給与

① 育児休暇中の給与は、育児休暇開始6ヵ月以降（育児休業給付金支給額が育児休業前賃金の50%相当額となった以降）、本俸の30%相当額を支給すること。

② 介護休暇中の給与は、給付金とあわせて80%保障すること。

(2) 退職手当計算における勤続年数への算入

育児・介護休暇取得期間は、その全部を退職手当計算における勤続年数に算入すること。

(3) 同僚・現場支援

同僚の育児・介護休暇取得によって現場に生じる負担を軽減し、その負担に報いること。

2. 改正育児介護休業法への対応

改正育児介護休業法（2025年10月施行「柔軟な働き方を実現するための措置等」）を見据えて、以下の改善案を参考に現行制度を改善すること。

（改善案）

- ・在宅勤務制度：「一月あたり4日上限」を「半年あたり24日上限」とする。
- ・育児短時間勤務制度：「小3まで」を「小4まで」に延長する。
- ・子の看護等のための休暇：対象となる子が2人以上の場合は「対象となる子の数×5日」を上限とする。

III 法人・学校運営に関する要求

1. 中長期事業計画 Chuo Vision 2025

(1) 将来計画

中長期事業計画 Chuo Vision 2025 の最終年度を迎えるにあたり、資金計画における達成状況を示すこと。また、達成状況を踏まえた総括を行うこと。

(2) 寄付金

2024年度末までの「Chuo Vision 2025 募金」寄付対象事業別の寄付総額と、目標額到達に向けた諸方策を示すこ

と。

2. 事業活動収支計算書における収支見直し

前項を踏まえて、向こう10年間の事業活動収支計算書における教育活動収支差額、教育活動外収支差額、特別収支差額、さらには基本金組入前当年度収支差額（事業活動収支差額）の見直しを、大学・中学校高等学校会計において示すこと。

3. 次期中長期事業計画

次期中長期事業計画における資金計画及び収支見直しを作成のうえ、開示すること。

4. 附属学校の将来計画

次期中長期事業計画において、附属中学校・高等学校の運営方針（将来計画、資金計画、人員計画）を明記すること。その際には、附属中学校における中学校建設費にかかる問題、杉並高校における借地にかかる問題を踏まえること。

5. 教育・事務組織の改編

上記将来計画における教育・事務組織の改編に関する検討の進捗状況や今後の見直しを示すこと。この改編は、業務負担の軽減に資するものであること。

以上